

建築工事積算マニュアル 新旧対照表

現行	改定
<p data-bbox="448 422 1219 478"><u>令和7年4月版</u></p> <p data-bbox="552 684 1104 737">建築工事積算マニュアル</p> <p data-bbox="543 1581 1110 1623">千葉県都市局建築部建築管理課</p>	<p data-bbox="1757 422 2528 478"><u>令和8年4月版</u></p> <p data-bbox="1860 684 2412 737">建築工事積算マニュアル</p> <p data-bbox="1852 1581 2418 1623">千葉県都市局建築部建築管理課</p>

建築工事積算マニュアル 新旧対照表

現行	改定
<p>目次 (省略)</p>	<p>目次 (省略)</p>
<p>第1 総則</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 適用</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 建築工事にかかる各工事は、次のとおりとする。</p> <div style="margin-left: 20px;"> </div>	<p>第1 総則</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 適用</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 建築工事にかかる各工事は、次のとおりとする。</p> <div style="margin-left: 20px;"> </div>
<p>3 積算基準</p> <p>(1) 公共建築工事の積算基準は、次のアからエに掲げるものを準用する。</p> <p>ア 公共建築工事積算基準 (国土交通省) (平成28年12月20日付国営積第18号)</p> <p>イ 公共建築工事共通費積算基準 (国土交通省) (令和6年3月25日付国営積第11号)</p> <p>ウ 公共建築工事標準単価積算基準 (国土交通省) (令和6年3月25日付国営積第11号)</p> <p>エ 公共建築工事積算基準等資料 (国土交通省) (令和6年6月12日付国営積第31号)</p> <p>(2) 公共住宅建設工事の積算基準は、次のアからオに掲げるものを準用する。</p> <p>ア 公共住宅建築工事積算基準 (公共住宅事業者等連絡協議会) 令和5年度版</p> <p>イ 公共住宅電気設備工事積算基準 (公共住宅事業者等連絡協議会) 令和5年度版</p> <p>ウ 公共住宅機械設備工事積算基準 (公共住宅事業者等連絡協議会) 令和5年度版</p> <p>エ 公共建築工事標準単価積算基準 (国土交通省) (令和6年3月25日付国営積第11号)</p> <p>オ 公共住宅事業者等連絡協議会における「労災補償に必要な保険契約における法定外の保険料等の補正」及び「現場労働者用の脱落制止用具費」の取扱いについて (公共住宅事業者等連絡協議会) (令和4年2月16日付事連協発014号)</p>	<p>3 積算基準</p> <p>(1) 公共建築工事の積算基準は、次のアからエに掲げるものを準用する。</p> <p>ア 公共建築工事積算基準 (国土交通省) (平成28年12月20日付国営積第18号)</p> <p>イ 公共建築工事共通費積算基準 (国土交通省) (令和7年3月19日国営積第4号)</p> <p>ウ 公共建築工事標準単価積算基準 (国土交通省) (令和7年12月10日国営積第2号)</p> <p>エ 公共建築工事積算基準等資料 (国土交通省) (令和7年12月10日国営積第3号)</p> <p>(2) 公共住宅建設工事の積算基準は、次のアからオに掲げるものを準用する。</p> <p>ア 公共住宅建築工事積算基準 (公共住宅事業者等連絡協議会) 令和5年度版</p> <p>イ 公共住宅電気設備工事積算基準 (公共住宅事業者等連絡協議会) 令和5年度版</p> <p>ウ 公共住宅機械設備工事積算基準 (公共住宅事業者等連絡協議会) 令和5年度版</p> <p>エ 公共建築工事標準単価積算基準 (国土交通省) (令和7年12月10日国営積第2号)</p> <p>オ 公共住宅事業者等連絡協議会における「労災補償に必要な保険契約における法定外の保険料等の補正」及び「現場労働者用の脱落制止用具費」の取扱いについて (公共住宅事業者等連絡協議会) (令和4年2月16日付事連協発014号)</p>
<p>4 (省略)</p> <p>第2 単価作成</p>	<p>4 (省略)</p> <p>第2 単価作成</p>

建築工事積算マニュアル 新旧対照表

1 単価の改正時期  
 単価の改正時期は、毎年度4月、7月、10月及び1月を基本とする。ただし、その他の月において下記の場合により改正することとする。  
 (1) 主要品目において価格の変動が著しく単価の改正が必要と認められる場合。なお、主要品目は、鋼材（鉄筋、鉄骨）、コンクリート、杭等とする。（公共建築工事積算基準等資料における材料価格等の定義として示された資材を準用）  
 (2) 労務費の改定が行われた場合。

2 単価の適用  
 (1) 材料単価、労務単価、市場単価及び施工単価は、次のうち、適切な単価を使用する。  
 ア～エ（省略）  
 (2)～(3)（省略）  
 (4) 単価改正に使用する資料等の発行日は次による。  
 ア 営繕積算システム用単価及び刊行物の発行日は次による。

	4月	(5月)	(6月)	7月	(8月)	(9月)	10月	(11月)	(12月)	1月	(2月)	(3月)
RIBC 一次単価	3月号			6月号			9月号			12月号		
RIBC 市場単価	冬版			春版			夏版			秋版		
建設物価・積算資料	3月号	(4月号)	(5月号)	6月号	(7月号)	(8月号)	9月号	(10月号)	(11月号)	12月号	(1月号)	(2月号)
建築コスト情報・建築施工単価	冬版			春版			夏版			秋版		
土木コスト情報・土木施工単価	冬版			春版			夏版			秋版		

※ ( ) の改正は、主要品目を改正する場合に適用する。

イ～エ（省略）

3 歩掛り等の優先順位  
 単価作成に係る歩掛り等の優先順位は、原則として次による。ただし、市場単価（市場単価方式による単価）がある場合は、最優先とする。

4～6（省略）

7 単価の選択  
 (1)（省略）  
 (2) 見積単価は、次による。  
 ア～イ（省略）  
 ウ 見積単価は、原則として個々の製品等の見積価格より異常値を排除した最安値の見積書を基に、類似の取引価格、数量の多寡及び施工条件等を勘案して**補正**を行う。  
 ただし、同一工事で一連の製品等を使用する場合は、当該工事に使用する同種、同材質または同一工程毎の見積価格の合計額が原則として最安値の製造業者又は専門工事業者の見積価格を**補正**する。  
 エ（省略）

8（省略）

1 単価の改正時期  
 単価の改正時期は毎月とし、4月、7月、10月及び1月は全単価、それ以外の月においては下記の通り改正することとする。  
 (1) 主要品目の単価改正を行う。ただし、主要品目において価格の変動が少ない場合は改正しない。主要品目は、鋼材、スクラップ、生コンクリート、骨材・砕石、型枠用合板、木材、燃料油、EM-CE ケーブル、EM-CET ケーブル、配管用炭素鋼鋼管、配管用ステンレス鋼鋼管、硬質ポリ塩化ビニル管、塩ビライニング鋼管とする。  
 (2) 労務費の改定が行われた場合（1）に加え、労務費の改正を行う。

2 単価の適用  
 (1) 材料単価、労務単価、市場単価、**単位施工単価**及び施工単価は、次のうち、適切な単価を使用する。  
 ア～エ（省略）  
 (2)～(3)（省略）  
 (4) 単価改正に使用する資料等の発行日は次による。  
 ア 営繕積算システム用単価及び刊行物の発行日は次による。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
RIBC 一次単価	3月号			6月号			9月号			12月号		
RIBC 市場単価・ <b>単位施工単価</b>	冬版			春版			夏版			秋版		
建設物価・積算資料	3月号	4月号	5月号	6月号	7月号	8月号	9月号	10月号	11月号	12月号	1月号	2月号
建築コスト情報・建築施工単価	冬版			春版			夏版			秋版		
土木コスト情報・土木施工単価	冬版			春版			夏版			秋版		

イ～エ（省略）

3 歩掛り等の優先順位  
 単価作成に係る歩掛り等の優先順位は、原則として次による。ただし、市場単価**及び単位施工単価**がある場合は、最優先とする。

4～6（省略）

7 単価の選択  
 (1)（省略）  
 (2) 見積単価は、次による。  
 ア～イ（省略）  
 ウ 見積単価は、原則として個々の製品等の見積価格より異常値を排除した最安値の見積書を基に、類似の取引価格、数量の多寡及び施工条件等を勘案して**決定**する。  
 ただし、同一工事で一連の製品等を使用する場合は、当該工事に使用する同種、同材質または同一工程毎の見積価格の合計額が原則として最安値の製造業者又は専門工事業者の見積価格を**採用**する。  
 エ（省略）

8（省略）

建築工事積算マニュアル 新旧対照表

現行	改定
<p>第3</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 端数処理</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 市場単価</p> <p>ア 市場単価は、端数処理を行わない。</p> <p>イ 刊行物の掲載単価等の平均値を採用する場合及び市場単価を補正して算出する単価の有効桁は、十万円未満は上位3桁とし4桁目を切捨て、十万円以上は千円未満を切捨てる。ただし、百円未満の場合は、小数点以下第3位を切捨てし、小数点以下第2位までとする。</p> <p>(別表：単価の端数処理参照)</p> <p>(4)～(5) (削除)</p> <p>第4 (省略)</p> <p>附 則</p> <p>このマニュアルは、<u>令和7年4月1日</u>から適用する。</p>	<p>第3</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 端数処理</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 市場単価、<b>単位施工単価</b></p> <p>ア <b>削除</b></p> <p>ア 刊行物の掲載単価等の平均値を採用する場合、市場単価<b>及び単位施工単価</b>を補正して算出する単価の有効桁は、十万円未満は上位3桁とし4桁目を切捨て、十万円以上は千円未満を切捨てる。ただし、百円未満の場合は、小数点以下第3位を切捨てし、小数点以下第2位までとする。</p> <p>(別表：単価の端数処理参照)</p> <p>イ <b>市場単価における補正、単位施工単価における調整・補正、改修工事におけるシフト単価の割増しに使用する率は、小数点以下第4位を四捨五入して小数点以下第3位とする。</b></p> <p>(4)～(5) (削除)</p> <p>第4 (省略)</p> <p>附 則</p> <p>このマニュアルは、<u>令和8年4月1日</u>から適用する。</p>